

4月から 保険証が 変わります

〈保険証はあなたの健康を守る大切な証書〉

保険証は、正しくは国民健康保険被保険者証といいますが、国保に加入すると、一世帯に一枚ずつ交付されます。保険証は、国保の被保険者であるという証明書であり、同時に、加入者の権利を保障し、数十万円、数百万円のサービスを生む大切な証書です。保険証なしでお医者さんにかかる、医療費は全額自費となると、

ります。他人に貸したり、借りたり、治療が終わった後病院に預けっぱなしにしたりしてはいけません。また不正に使用すれば罰せられます。みんなの心がこもった保険証です。大切に取り扱いましょう。

〈保険証の手続きはちゃんとしていきますか〉

保険証は二年ごとに切り換えられます。(今年は四月です。)古い保険証は使えませんが、保健環境課国保係、又は最寄りの出張所へ返還して下さい。また、保険証をなくされた場合とか、記載事項に変更があった場合にはすぐ届け出て下さい。返還や届け出の手続きを怠ると、あなた自身、思わぬ損害を受けることとなりますので、注意して下さい。なお、現在入院中あるいは四月一日以後受診される方は新しい保険証を医療機関に必ず提示して下さい。

春の全国交通安全運動

4月6日
～15日

昭和六十一年春の全国交通安全運動は、四月六日(日)から十五日(火)までの十日間全国一斉に実施されます。

①シートベルト・ヘルメツ

トの正しい着用の徹底
②子供と高齢者の交通事故防止
③若年者及び二輪車の無謀運転の追放
④飲酒運転の絶滅

児童手当法が改正されます

児童手当は、現在、三人目以降の子どもに対して支給されています。それが、昭和六十一年六月一日から、二人目の子どもから支給されることになりました。

現行どおり、ただし、改正前に七、〇〇〇円支給されていた方も一律五、〇〇〇円となります。

(1)支給対象児童の範囲
第二子まで拡大
(2)支給期間
小学校入学前まで
(3)手当月額
第二子は二、五〇〇円
第三子以降は一律五、〇〇〇円

あらたに児童手当を受給するには、市長の認定が必要です。支給の対象となる子どもを養育している方は、市役所福祉事務所へ届け出をして下さい。前年の収入が一定の額以内であれば、六月分から手当が支給されます。

(4)移行措置(下表参照)
新制度は、急激な変化をさけるため、三年間で段階的に実施されます。

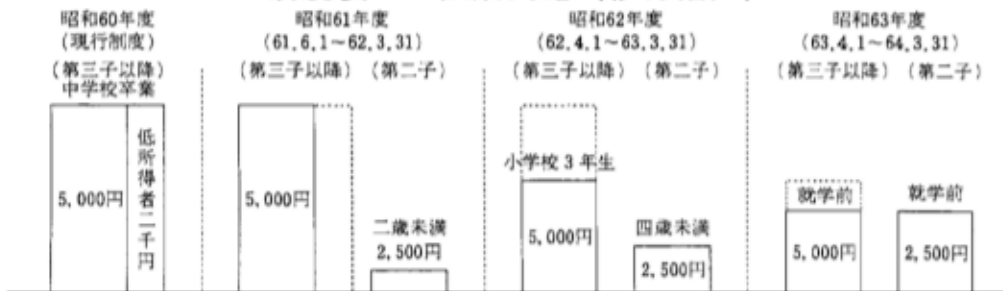
また、手当を受けている方も支給事由に異動が生じた場合は、その都度必ず届出をして下さい。

初年度(昭和六十一年六月一日から昭和六十二年三月三十一日まで)は、次の条件に該当する子どもが支給の対象となります。

新制度(第二子)
届出期間
四月から六月末日まで
持参するもの
・印鑑
・振り込み通帳
(市内の金融機関の受給者名義の普通預金通帳)

昭和五十九年六月二日以降に出生した子ども
(施行日において満二歳未満の子ども)
(イ)第三子以降

制度改正の段階実施(移行措置)



なお不明な点がありましたら福祉事務所厚生係へお尋ね下さい。

☎ 43-1111
(内線277)